

産業環境委員会議案説明資料

令和6年3月13日

件名	頁
1 第16号議案 足立区経済活性化基本条例の一部を改正する条例	2

(産業経済部)

第16号議案説明資料

令和6年3月13日

件名	足立区経済活性化基本条例の一部を改正する条例																							
所管部課名	産業経済部産業政策課																							
内容	<p>1 目的 区長の附属機関である足立区経済活性化会議（以下「活性化会議」という）の委員に区議会議員を加え、区内経済、産業活性化に向けて幅広く意見を得るため、条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容 区議会から委員の推薦を受けるため、下記のと通りの改正を行う。</p> <table border="1" data-bbox="378 875 1418 1220"> <thead> <tr> <th data-bbox="378 875 898 925">改正前</th> <th data-bbox="898 875 1418 925">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="378 925 898 1220"> <p>第9条 3 活性化会議は、区民、事業者、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員30人以内をもって組織する。</p> </td> <td data-bbox="898 925 1418 1220"> <p>第9条 3 活性化会議は、区民、区議会議員、事業者、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員30人以内をもって組織する。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 委員構成</p> <table border="1" data-bbox="378 1328 1418 1606"> <thead> <tr> <th data-bbox="378 1328 724 1377"></th> <th data-bbox="724 1328 1069 1377">現行委員数</th> <th data-bbox="1069 1328 1418 1377">改正後予定委員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="378 1377 724 1426">区民</td> <td data-bbox="724 1377 1069 1426">1</td> <td data-bbox="1069 1377 1418 1426">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="378 1426 724 1476">区議会議員</td> <td data-bbox="724 1426 1069 1476">0</td> <td data-bbox="1069 1426 1418 1476">3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="378 1476 724 1525">事業者</td> <td data-bbox="724 1476 1069 1525">10</td> <td data-bbox="1069 1476 1418 1525">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="378 1525 724 1574">学識経験者</td> <td data-bbox="724 1525 1069 1574">2</td> <td data-bbox="1069 1525 1418 1574">2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="378 1574 724 1606">合計</td> <td data-bbox="724 1574 1069 1606">13</td> <td data-bbox="1069 1574 1418 1606">16</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>5 施行予定年月日 令和6年3月28日</p> <p>6 今後の方針等 本議案が可決された際は、規則の改正によって委員構成人数などの必要な事項を規定する。</p>		改正前	改正後	<p>第9条 3 活性化会議は、区民、事業者、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員30人以内をもって組織する。</p>	<p>第9条 3 活性化会議は、区民、区議会議員、事業者、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員30人以内をもって組織する。</p>		現行委員数	改正後予定委員数	区民	1	1	区議会議員	0	3	事業者	10	10	学識経験者	2	2	合計	13	16
改正前	改正後																							
<p>第9条 3 活性化会議は、区民、事業者、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員30人以内をもって組織する。</p>	<p>第9条 3 活性化会議は、区民、区議会議員、事業者、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員30人以内をもって組織する。</p>																							
	現行委員数	改正後予定委員数																						
区民	1	1																						
区議会議員	0	3																						
事業者	10	10																						
学識経験者	2	2																						
合計	13	16																						

足立区経済活性化基本条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条から8条まで（省略） （経済活性化会議）</p>	<p>第1条から8条まで（省略） （経済活性化会議）</p>
<p>第9条 活性化会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。</p> <p>(1) 計画に関すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、第4条に定める基本方針に基づく施策に関し必要な事項</p> <p>2 活性化会議は、前項の事項に関し、区長に意見を述べることができる。</p> <p>3 活性化会議は、区民_____、事業者、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員30人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>5 活性化会議の会議は、公開とする。ただし、活性化会議の議決があったときは、非公開とすることができる。</p> <p>6 活性化会議は、調査、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、活性化会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第9条 活性化会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。</p> <p>(1) 計画に関すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、第4条に定める基本方針に基づく施策に関し必要な事項</p> <p>2 活性化会議は、前項の事項に関し、区長に意見を述べるすることができる。</p> <p>3 活性化会議は、区民、<u>区議会議員</u>、事業者、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員30人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>5 活性化会議の会議は、公開とする。ただし、活性化会議の議決があったときは、非公開とすることができる。</p> <p>6 活性化会議は、調査、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、活性化会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>第10条から13条（省略） 付 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。 （足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）</p>	<p>第10条から13条（省略） 付 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。 （足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）</p>

改正前	改正後				
<p>2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表区長の部に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="170 300 1066 347"> <tr> <td>足立区経済活性化会議</td> <td>日額 7,000円</td> </tr> </table> <p>（足立区中小企業等の資金調達の支援に関する条例の一部改正）</p>	足立区経済活性化会議	日額 7,000円	<p>2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表区長の部に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="1173 300 2069 347"> <tr> <td>足立区経済活性化会議</td> <td>日額 7,000円</td> </tr> </table> <p>（足立区中小企業等の資金調達の支援に関する条例の一部改正）</p>	足立区経済活性化会議	日額 7,000円
足立区経済活性化会議	日額 7,000円				
足立区経済活性化会議	日額 7,000円				
<p>3 足立区中小企業等の資金調達の支援に関する条例（平成15年足立区条例第4号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条中「足立区産業振興基本条例（平成元年足立区条例第16号）」を「足立区経済活性化基本条例（平成17年足立区条例第11号）」に改める。</p> <p>（足立区創業支援施設条例の一部改正）</p>	<p>3 足立区中小企業等の資金調達の支援に関する条例（平成15年足立区条例第4号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条中「足立区産業振興基本条例（平成元年足立区条例第16号）」を「足立区経済活性化基本条例（平成17年足立区条例第11号）」に改める。</p> <p>（足立区創業支援施設条例の一部改正）</p>				
<p>4 足立区創業支援施設条例（平成15年足立区条例第5号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条中「足立区産業振興基本条例（平成元年足立区条例第16号）第4条第2号」を「足立区経済活性化基本条例（平成17年足立区条例第11号）第4条第5号」に改める。</p> <p>付 則（令和元年7月4日条例第6号）</p> <p>（施行期日）</p>	<p>4 足立区創業支援施設条例（平成15年足立区条例第5号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条中「足立区産業振興基本条例（平成元年足立区条例第16号）第4条第2号」を「足立区経済活性化基本条例（平成17年足立区条例第11号）第4条第5号」に改める。</p> <p>付 則（令和元年7月4日条例第6号）</p> <p>（施行期日）</p>				
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）</p>	<p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）</p>				
<p>2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（次のよう略）</p>	<p>2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（次のよう略）</p> <p>付 則（令和6年 月 日条例第 号）</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>				